会員の入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人マンガアーカイブ機構(以下、「この法人」という。) における会員の入退会に関し、定款第3章に基づき必要な事項を定める。

(入会審査)

第2条 この法人に会員として入会を希望する者は、定款第6条に基づき、所定の入会申込書に 必要事項を記入し提出しなければならない。

2 理事会において入会申込書の内容及びその他必要事項を審議し、入会の可否を決定することとする。

(入会不可理由の告知)

第3条 入会を不可とする場合、この法人は、不可とした理由を告知しないこととする。

(退会手続き)

第4条 定款第8条に基づき、会員は、所定の退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、退会する1ヶ月以上前にこの法人に対して告知しなければならない。

(届出内容の変更)

第5条 会員は、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届出書に記入し提出しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

この規程は令和5年6月28日より実施する。

以上

改定履歴

令和5年6月28日 新規作成

令和5年8月31日 改定